



## 願いをこめて

### 善男善女が初詣

鷹巣神社には、新年の幕明けとともに善男善女3,500人が初詣に訪れました。ことしはめずらしく、雪のない正月をむかえ、参拝者は拝殿から鳥居まで長い列をつくっていましたが、整然と進み、願いごとがかなうよう大鈴を鳴らし、かしわ手を打って参拝していました。

参拝したあとは、おみくじ、縁起ものの破魔矢、お札、熊手を求め、新春の家路へ急いでいました。

#### 人口と世帯数

(住民基本台帳による)

12月31日現在	(前月比)
総人口 25,497人	(3人増)
男 12,461人	(8人増)
女 13,036人	(5人減)
世帯数 7,206世帯	(7世帯減)

# 12月定例町議会

## 戸籍事務にマイクロシステムを導入

### 一般会計は47億7千万円

五十六年十二月定例町議会は、十二月十五日から二十四日まで十日間の会期で開かれ、一般・特別会計の補正、条例の改正、陳情、請願などを審議して閉会しましたので、決定した内容をお知らせいたします。

#### ▽一般会計補正予算

#### 一億八百万円追加

五十六年度一般会計は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ一億八千九百九十二万二千円を追加し、総額は四十七億七千二百二十五千円となります。

今回の補正の主なものは、人事院勧告による給与改定にともなう差額、戸籍事務マイクロ・システム機械購入費、町有林除伐枝打ち、救農土木事業、除雪機械借上料、鷹果阿仁総合卸売市場用地取得繰上償還代金などです。

補正の概要は次のとおりです。  
(歳出)

▽議会費 六十五万二千円の追加  
これは人勤と各種負担金です。

▽大沢部落会館の建築に補助  
千二百二十八万八千円の追加。主なものは、構内交換電話保守契約委託料三十万円、大沢部落会館建築費補助金百万円、緑ヶ丘担い手センター補助金三百三十七万五千円、米内沢公立病院CT装置補助四百万円、国土調査集成図保管庫十九万円、窓口事務コンピュータ購入およびマイクロフィルム作成委託料千二百二十八万九千円。

#### ▽私立保育所に対する補助金

▽民生費 二千二百四十四千円を追加。  
主なものは、

大沢児童館新築費補助金七十五万円、在宅寝たきり老人寝具洗濯乾燥サービス二十三万円、家庭奉仕員設置委託料四十万三千二百円、老人健康診査委託料十五万円、寝たきり老人入浴サービス委託料十五万円、老人医療費五十五年度精算による返還金九十六万三千五百九十九円、私立保育所児童措置費負担金三百九十五万五千円、三歳未満児保育設置費補助六百七十五万円、私立保育所事務職員設置費補助五十万五千円、保育設置費補助六十七万円。

▽衛生費 千四百七十五万八千円の減額。主なものは、胃集団検診委託料百五十九万六千円、精密検診委託料七十三万四千円などが追加。簡易水道事業繰出金二百二十万七千五百円、坊沢百五十万七千七百五十万円が減額です。

▽労働費 百九十一万六千円の減額。これは失対事業の廃止による減額と建設技能職業訓練協会椅子購入費補助三十二万五千円などの追加です。

救農事業では、町有林の枝打 費 千八百三十万七千円の減額。主なものは、

のは、地域農業生産総合振興対策補助金七百九十七万五千円、地域農政推進対策補助金八十四万八千円、農協等水田利用再編指導補助金百四十五万三千円、自給飼料生産総合振興対策補助金三百八十八万四千円、田園畜舎設置事業補助金百十万円、県単かんがい事業負担金(前野・向黒沢)六百三十八万円、県営農道事業負担金百七十一万六千円、冷害対策除間伐及び枝打五百万円、水稲損害評価事務費補助金(共済組合)百四万五千円、冷害対策土地改良区補助金二十万円、冷害対策指導事業事務費補助金二百万円、奥見内林道バイパス用地及び立木補償五十五万円、大摩当線用地及び立木補償三百五十万円、森林組合出資金四十九万四千円、間伐事業費補助金三百三万四千円、沢口林業センター建築事業費二百六十三万九千円が追加。地域農業組織化総合指導補助金二十万円、農用地利用増進特別対策補助金二十九万六千円、家畜導入事業償還金八百七十万円、農地費設計委託料二百万円、農道整備事業(石の巻、小糠沢、彦四郎沢)五千四百二十五万五千円、農道事業物件補償費百万円、林道設計委託料五十四万二千円、林道開設事業費三百七十八万九千円などが減額です。

▽商工費 百五十九万九千円の追加。これは人勤と湯の岱温泉燃料費が主なものです。

#### ▽災害復旧費

万円の追加。橋梁架替工事百八十九万円の追加。ガケ地住宅移転補助金二百九十七万円の追加。これは人勤によるものです。

#### ▽教育費

千七百七十九万九千円の追加。主なものは、幼稚園就園奨励費補助金七十五万二千円、小中学校各種大会出場補助五十五万円、教材備品五十四万八千円、社会教育指導員四十二万円の増額。食器、食缶洗浄委託料九十二万三千円の減額です。

#### ▽土木費

千七百七十九万九千円の追加。主なものは、除雪機械借上料二千万円、側溝改良資材三百

▽諸支支出金 三千三百九十九万六千円の追加。これは鷹果阿仁卸売市場用地購入分繰上償還代金です。

▽地方交付税 二千六百九十八万八千円、交通安全特別交付金 十七万九千円、▽分担金及び負担金 四十六万六千円、▽使用料及び手数料 七万五千円、▽財産収入 三千九百八十八千円、▽繰入金 四百三十八万八千円、▽町債 三千六百九十万円、▽諸収入 三十九万九千九百六十六円は減額してあります。

▽除雪機械を借上 三千六百六十八万九千円

追加。主なものは、除雪機械借上料二千万円、側溝改良資材三百

追加。主なものは、除雪機械借上料二千万円、側溝改良資材三百

追加。主なものは、除雪機械借上料二千万円、側溝改良資材三百

追加。主なものは、除雪機械借上料二千万円、側溝改良資材三百

追加。主なものは、除雪機械借上料二千万円、側溝改良資材三百

決定した特別会計補正予算

▽繰子簡易水道特別会計補正予算  
三百六十九万九千円減額し、総額二億二千八十一万三千円に。  
歳入の主なもの、使用料及び手数料八百八十一万八千円追加。繰入金千円、町債三百万円がいずれも減額。  
歳出の主なものは、メーター器取付委託料二十一万五千円、給水装置改良工事七十万円の追加。建設事業費四百四十三万三千円などが減額です。

▽坊沢簡易水道特別会計補正予算  
三万四千円を減額し、総額五百六十二万二千円に。  
歳入は、使用料及び手数料、繰越金の追加と、繰入金五百五十万円の減額によるもの。歳出の主なもの、人動による追加と、原水及浄水費と建設事業費の減額です。

▽七座簡易水道特別会計補正予算  
二十四万四千円を追加し、総額千五百三十一万六千円に。  
歳入は、使用料及び手数料、繰越金の追加と、繰入金五十万円減額によるもの。歳出の主なものは、人動などによる追加と、建設事業費などの減額です。

▽栄財産区特別会計補正予算  
五百五十一万五千円を追加し、総額千九百二十万二千円に。  
歳入は、全額繰越金。歳出は、財産管理費四百五十一万五千円、一般会計繰出金(大沢部落会館建築費補助)百万円。

▽坊沢財産区特別会計補正予算

三百三十八万八千円を追加し総額千十八万円に。  
歳入は、全額繰越金。歳出は、一般会計繰出金で内訳は、深閑沢水利組合補助二十五万円、緑ヶ丘担い手センター補助三百三十三万八千円です。

▽国民健康保険特別会計補正予算  
人動による補正で予備費から充当し、総額で増減なし。

水道事業会計補正予算

収益的支出の予算は、百八十四万三千円を追加し、総額は九百四十九万六千円に。  
これは全額、人事院勧告にともなう給与改正の追加分です。

決定した条例改正

▽町営住宅設置条例の一部を改正する条例  
繰子字胡桃館二に町営住宅を建て替えたので簡易耐火構造平家建て十二戸を同二階建て十二戸に改めるものです。

▽町営住宅管理条例の一部を改正する条例  
繰子字胡桃館の町営住宅建替えにより月額使用料を二万三千円に改めるものです。  
▽異常気象による被害者に対する町民税の減免に関する条例の制定  
五十六年中に収穫すべき作物の減収率が十分の二以上で、五十五年中の地方税法第二百九十二条第一項第十二条に規定する合計所得金額が四百万円以下である方に対し、五十五年中における農業所得に係る総所得金額と農業所得に係る総所得金額に按分して得た農業所得に係る町民税の所得割額の四分の一の額に次に掲げる率を乗じて得た額を五十六年度分町民税から軽減するものです。「百二十万円以下」は全額、「百六十万円以下」は十分の八、「二百二十万円以下」は十分の六、「三百万円以下」は十分の四、「三百万円をこえる場合」は十分の二。町民税の軽減を受けようとする方は町長の定める軽減申請書を提出しなければなりません。

▽異常気象による被害者に対する町民税の減免に関する条例の制定  
五十六年中に収穫すべき作物の減収率が十分の二以上で、五十五年中の地方税法第二百九十二条第一項第十二条に規定する合計所得金額が四百万円以下である方に対し、五十五年中における農業所得に係る総所得金額と農業所得に係る総所得金額に按分して得た農業所得に係る町民税の所得割額の四分の一の額に次に掲げる率を乗じて得た額を五十六年度分町民税から軽減するものです。「百二十万円以下」は全額、「百六十万円以下」は十分の八、「二百二十万円以下」は十分の六、「三百万円以下」は十分の四、「三百万円をこえる場合」は十分の二。町民税の軽減を受けようとする方は町長の定める軽減申請書を提出しなければなりません。

▽異常気象による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例  
減収率が十分の二以上で、五十五年中の地方税法第二百九十二条第一項第十二号に規定する合計所得金額が四百万円以下である方に対して、五十五年中の所得割額の六分の一に、町民税軽減率を乗じて得た額を減免するものです。手続きは町民税と同じです。

▽国民健康保険条例の一部を改正する条例  
助産費の支給額を五十七年三月一日より「十万円」に改めるものです。  
▽単純な労務に雇用され職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例  
給与の種類に「宿日直手当」「住居手当」を加えるものです。  
▽一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
人事院勧告にともなう給与の

改正と、配偶者の扶養手当が一万円から一万二千元に引きあげられました。  
▽鷹巣阿仁広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約  
住居表示の実施にともない改正されるものです。  
▽町議会会議規則の一部を改正する規則  
議会の投票結果に疑義のないよう改めるものです。

決定した議案

▽土地の処分について  
繰子字作坂の九千八百九十二平方メートルを三千八百五十万円で、鷹巣阿仁総合集荷センター用地として、同総合卸売市場に売却するものです。  
▽字界の変更について  
緑ヶ丘地区で土地改良事業を行ったので字の境界を変更されたものです。

▽土地区分について  
繰子字作坂の九千八百九十二平方メートルを三千八百五十万円で、鷹巣阿仁総合集荷センター用地として、同総合卸売市場に売却するものです。

▽字界の変更について  
緑ヶ丘地区で土地改良事業を行ったので字の境界を変更されたものです。

▽鷹巣食品衛生協会創立二十五周年記念事業の助成に関する請願書(鷹巣食品衛生協会会長・佐々木正義外五十八人)

▽国民健康保険条例の一部を改正する条例  
助産費の支給額を五十七年三月一日より「十万円」に改めるものです。

▽単純な労務に雇用され職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例  
給与の種類に「宿日直手当」「住居手当」を加えるものです。

▽一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
人事院勧告にともなう給与の

改正と、配偶者の扶養手当が一万円から一万二千元に引きあげられました。

▽鷹巣阿仁広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約  
住居表示の実施にともない改正されるものです。

▽町議会会議規則の一部を改正する規則  
議会の投票結果に疑義のないよう改めるものです。

▽鷹巣阿仁広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約  
住居表示の実施にともない改正されるものです。

▽町道編入と道路整備に関する請願書(請願者〃新田中自治会長・小沼武治)

▽県立能代工業高校運動場並びに部室棟等新設助成に関する陳情書(期成同盟会長・山崎金治郎外四人)

▽福祉医療の現行制度継続についての陳情(乳幼児医療費無料化をまもる会世話人代表・井上ハナ)

▽町道葛黒〃吉ヶ沢線の早期改良についての陳情書(七日市自治会長連絡協議会長・宮腰茂)

▽揚の下〃岩脇線県道の早期改良舗装と路線変更についての陳情書(七日市自治会長連絡協議会長・宮腰茂)

▽国鉄阿仁合線存続のための運動強化についての請願書(阿仁合線廃止反対共闘会議議長・木村雄三)

▽鷹巣食品衛生協会創立二十五周年記念事業の助成に関する請願書(鷹巣食品衛生協会会長・佐々木正義外五十八人)

▽南中学校舎改築に関する請願書(七日市自治会長連絡協議会長・宮腰茂)

▽美田古橋下流約五百メートルの水路整備についての請願書(間刈栄子外八人)

▽町道舗装についての陳情書(陳情者〃吉野部落代表・明石不二雄)

▽町道舗装についての陳情書(陳情者〃吉野部落代表・明石不二雄)

▽町道舗装についての陳情書(陳情者〃吉野部落代表・明石不二雄)

▽町道舗装についての陳情書(陳情者〃吉野部落代表・明石不二雄)

▽町道舗装についての陳情書(陳情者〃吉野部落代表・明石不二雄)

国民健康保険税第六期  
町民税第四期  
納期限は：1月31日まで

# 仕事始めて出川町長語る

## 研鑽を重ね町民の負託に

出川町長は、仕事始めの四日全職員を前に年頭の所感を述べました。あいさつの中で「行政改革により、財政的に厳しいが、ことは鷹巣小学校の移転新築、パイパス、都市計画道路の整備など重要な問題を処理して行かなければならない。常に研鑽を深めながら自信と誇りをもって事に対処してほしい」など、あいさつが述べられました。

新年あけましておめでとうございます。今日から今年の町役場での仕事がスタートするに当たり、年頭のあいさつを申しあげます。

行政改革が叫ばれている昨今、国から地方への行政転嫁だ、という批判の声もありますが、財政的な面、また制度的な面からも見直しすることは意義があることで、行政改革の必要性はあると思っています。

したがって、国、県が進めようとしている一連の行政改革については、町としても進んで参画し、消化していかなければならないと考えます。

このように、財政的にも厳しい状況にあります。五十七年度においては次の施策を重点的に進めてまいりたいと思います。

第一には、鷹巣小学校の移転新築です。

現在の敷地は狭く、義務教育の

充実のためには、適正な面積と校舎の配置ができないなどの理由から、財政的には大きな負担となりますが、この機会に新天地への移転新築を進めることとなった次第です。

これは単に教育委員会の仕事というだけでなく、道路、環境整備、農地減少による農業への波及、小学校を中心とした新しい街づくりなど、各課室全体の仕事として、全力を傾けながら取り組んでいく必要があると思います。

また、町の都市計画の道路関係も五十六年度で計画策定を終わ、五十七年度は一〇五号パイパスと並行した形で、用地買収などの実施策定に移行していかなければならないと思います。

財産区のことに関しては、合併当時の約六千町歩の内、約四千五百町歩は地元へ払い下げを行っており、残りの約千五百町歩

は、町との分収契約などにより、町並びに財産区の基本財産の造成を行い、同時に他の私有林の撫育などへの波及効果を図っていきたいと思います。

阿仁合線の問題については、五十七年、五十六年がちょうど山場にさしかかろうと思われ、鷹巣阿仁部を含めた交通の動脈である阿仁合線は、地元で多少の負担があるにしても何らかの形で存続させていく必要があると思います。

簡易水道事業としては、栄地区に五十七年度新設を計画しております。工事費は一億円ぐらいを要しますが、地域の住民に良質の飲料水を供給し、また火災に対する施設の充実のためにも、ぜひ実現させたいと考えています。

### 地域産業に活力を

そのほか産業については、当町は農業地帯であっても農外収入への依存が大きく、製造業を含めた第二次産業は弱弱な感があり、地域産業に活力を与えるためには、第三次産業も大切ですが、第二次産業の誘致もしくは地方資本、地元の頭脳を最大に結集しながら、造成していく必要があり、五十七年度の課題となろうかと思われま

す。福祉の面では、乳児から老人まできめ細かな対応、施設と在宅福祉を含めた充実、また保険衛生は町に住む人々がより健康で長生きするために、治療医学もさること

### 町長 日誌

12月16日～12月31日

16日 消防団幹部会議  
17・18日 町議会本会議（一般質問）

19日 町営スキー場修成式

22日 総務常任委員会

23日 青少年育成運動推進委員会

24日 町議会本会議（最終日）

仕事の重要性、必要性を見極めて、推し進めていたのだと思います。

最後に、今年も全職員が健康に十分留意し、絶えず研鑽を重ねながら町民の負託に応えますことを強く求めて、年頭のあいさついたします。

## 交通指導隊に訓辞



昨年は交通指導はじめ、交通安全全諸団体の懸命な努力にもかかわらず、本町では死者二人、傷者八十九人、物件二百三十二件になりまことに憂慮される次第です。

事故の原因のほとんどは、運転者、歩行者等の不注意、油断、交通違反行為によるもので、行政側でも厳しく対応して行なければなりません。

とくに、交通指導隊は、事故絶滅の尖兵として、常に行動し、また指導性を高めなければなりません。一層のご活躍をお願いします。

# 80年代の 婦人の役割を研修

## 盛りあがった 葛黒会場



五十六年十二月十三日、十時から鷹巣町連合婦人会のブロック研修会が葛黒黒業センターで開催された。当日はあいにくの吹雪であったが、町内各地区の代表と、七日市奥部の会員、約九十人で会場は満杯となり、研修と芸能発表で熱気あふれる集いであった。

### 婦人会の活動理解が目的

連合婦人会長中島喜代さんが、「この研修会は地域の人々に婦人会の活動を理解してもらうために毎年、地区輪番で開催しているものです。最近は就労婦人が多くなり、活動も困難になったが町づくりにのためにみんな手を取り合っていきましょう」と、主旨説明のあいさつすれば、地元婦人会長堀部スエさんからの葛黒婦人会の活

動状況を紹介しながらの歓迎のあいさつがあり、長崎久中央公民館長、堀部哲秀葛黒部落自治会長の祝辞を終って、講演に移った。

### ひとりひとりが 試練の時代

「八十年代の婦人の役割」と題する鷹巣町長出川禮一氏の講演は「経済予測は当たらないのが普通だが」と前向きながら、世界情勢と日本の経済と町の現象など、多方面から、次々と数字を出しながら約一時間にわたり、新しい生活課題と取りくむべき心構えについて大要つぎのように述べた。

▽日本の総人口の推移と町の現状。町の人口は横ばいだが核家族化で世帯数が増え、離婚件数が増加している。夫婦ゲンカを止める

姑がいなくてもいいから……▽町の農家の収入の三分の二が農外収入である。「三チャン農業」から「土日農業」へと変わった。減収は天候のせいばかりでなく田畑の管理が粗末になっているからで、婦人の農外就労を考えてみる必要がある。▽高齢化社会は確実にやってくる。老後の生活を保障する年金制度はそれを支える就労人口が少くなることで大変困難になるであろう。▽最近の子供の傾向としてねばりがなく弱くなっている。登校、下校をバスで送り迎えしていることは是非や、年代に合った心身の鍛え方など、経済が豊かになると子供が弱くなるので考えてみなければいけない。▽家計のこと節約時代だが、女が派手になるとなかなか直されなくなる。

その他、いろいろ、現代は女の人がよく学習しているので、その蓄積を大事にしてほしい。

### 手づくり料理と 見ごとな演芸

午後からは芸能発表会であったが、地元の特産、山菜料理など各集落持ち寄りの手づくり料理の珍味を味わいながらの会であった。唄や踊りもつきつぎと出て、その演芸のすばらしさに、「水がよいからの美声であるうか」と参会者を酔わせるものがあった。

ともあれ、普段は目立たないこの地区の婦人の人達が、連帯の力で全町に大きくクローズアップされた一日であった。

# ふるさと 人物伝 18

小坂 祐松

(二八八〇—一九三二)

明治十三年、合川町上杉、工藤東十郎の弟として生まれ、東京帝国大学農学部実科を卒業、県庁の技師となる。栄村、小坂保太郎の長女に嫁入りし、山本郡役所、北秋田郡会技師として重きをなしていたが、大正十三年懇望されて栄村長となる。

当時の栄村は戸数約二百五十戸の小さな村で、米代川に橋がなく、摩当と太田の間は渡し舟で往来しなければならなかった。彼はまず、この不便を解消することが村政の第一と考え、米代川に橋を架けることを決意し、大正十四年に完成、県道に昇格させた。財政力の弱い小村が独立でこのような大事業を遂行す

ることは大変なことであったが、当時の木橋は洪水の度に流されるが多く、その後の復旧工事は県費でやられるようになった。

橋ができたことにより、太田摩当の両尋常小学校の統合が可能になり昭和三年字古川敷(現在の東小学校の西南二百米)に栄尋常高等小学校として、立派な校舎が新築された。そして、産業教育をとり入れた学校経営(学校長丸島与治郎)がなされ全県の注目を浴びた。

その頃は不況時代で農家の生活は苦しかった。彼は養蚕振興のため桑園を造成し、ワラ工品組合並びに木炭組合を設立し、副業による収入を増やすことにつとめた。その業績が認められ、村は農林省経済更生指定村となる。昭和六年には自ら産業組合長に就任、組合区域を全村に拡充し運営改善にあたり、その抱負の実現が期待されたが同年十二月十一日、太田部落常会で村政の説明中に狭心症で倒れ、かえらぬ人となった。

彼は資性温厚にして至って寡言であったが、いざとなると雄弁家で、職務は真実熱意を込めての実践力行の人であった。在任僅八年であったがその功績が大きく、全村民に惜しまれ、村葬が行われた。摩当の小坂保雄氏は彼の長男である。



(資料 村上薫氏調査原稿)  
中央公民館長 長崎 久

# 彩の行事



## 出初式

4日には、無火災、無事故を祈って出初式が行われ、340人の消防団員が街なかを堂々の行進で、町長、団長の閲覧を受けていました。



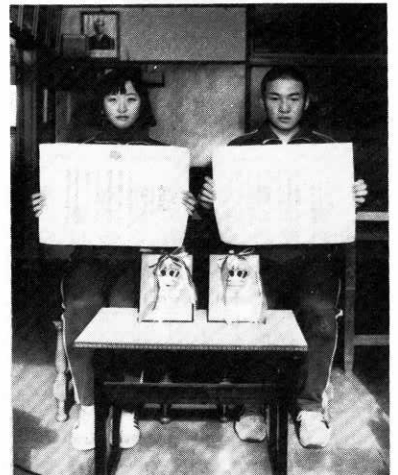
元旦の役場前路上では、モチつきが行われ、ことし一年の無病息災を祈願し、できたてのモチを口にほおばっていました。ほかに、そば、甘酒などを振舞い新年を祝っていました。



## 出稼ぎ者激励会

正月で帰省した出稼ぎ者二百人が参加。職場の出来事や家族の話しに花を咲かせ、就労の安全と再会を誓い合っていました。

## 県の健康優良児に 藤島くん、三沢さん



県教育委員会、県学校保健会の主催する健康優良児に綴子小学校六年の藤島光昭くんと三沢章子さんが選ばれました。

県の健康優良児は、学校の推薦、郡市ごとの書類審査パスした児童が、十月二十三日秋田大学付属小学校で作文、面接、運動能力テストを実施して、最終的に知、徳、体の優れている男女各七人が健康優良児に選ばれたものです。

藤島くんは、身長百六十六・八センチ、体重六十二・八キロ、胸囲八十八・六センチ、座高八十八センチ。郡市交歓陸上八百メートル優勝、野球は投手、四

番で町学童では足を負傷して惜しくも準優勝、相撲は郡市大会で個人優勝、全県大会個人で三位になるなどスポーツ万能選手です。

三沢さんは、身長百六十・二センチ、体重五十三キロ、胸囲八十八・六センチ、座高八十五センチで全県バレーボール大会ではエースアタッカーとして大活躍し同校を三位にみちびきました。

健康優良児には町から過去二人選ばれていますが、今回のように一校から男女同時に選ばれたのは県内でもめずらしいと関係者を喜ばせていました。

## 告 示

このほど都市計画法にもとづき、鷹巣都市計画道路の変更を決定したので、当該都市計画の図書を、公衆の縦覧に供します。

鷹巣町長 出川禮一

▽都市計画の名称：三、五、十一、松葉町線

▽変更に係る土地の区域：材木町

松葉町、元町  
▽縦覧場所：鷹巣町花園町十九番  
一号・鷹巣町役場建設課

## 通 行 止 め

▽町道・摩当り李岱線の孫六岱地内(大沢・李岱間)が工事中のため三月二十五日まで、四トン車以上の車が通行止めとなります。



### 元旦マラソン

新年の計は体力づくりからと、2K、4Kコースに300人が参加。家族そろって汗を流すほほえましい光景が目につきました。



### 元旦ぱりじょっこ

東軍が勝てば家内安全、西軍が勝てば商売繁盛。初詣帰りの善男善女が綱を引き合い、新年を占った結果2対1で東軍が勝ちました。



### 書きぞめ大会

こととして十三回目をむかえた書きぞめには、小学生から大人まで二百人が参加。付添いの父兄の熱心な声援を受け、秀作を完成させていました。



#### (河川災害復旧工事)

- ▼工事場所 黒沢川左岸 (黒沢字八千枚二号) ▼請負額 百三万円 ▼請負者 小猿部建設・関竹雄 ▼工事期限 二月二日
- ▼工事場所 田沢川右岸 (栄字佐藤田) ▼請負額 百四十一万円 ▼請負者 山耕土木・山田耕三
- ▼工事場所 越通川左岸 (七日市字舟木中島) ▼請負額 百二十八万円 ▼請負者 長岐建設・長岐六郎
- ※いずれも工事期限は、二月十七日まで。
- ▼工事場所 馬屋沢川右岸 (黒沢字孫六岱一号) ▼請負額 二百二十九万五千円 ▼請負者 千葉建設・千葉勲
- ▼工事場所 小摩当川左岸 (栄字中小又沢出口) ▼請負額 二百五十八万円 ▼請負者 芳賀工務店・芳賀喜行
- ▼工事場所 今泉川左岸 (今泉字造坂三号) ▼請負額 二百六十六万円 ▼請負者 板倉建設・板倉七郎
- ※いずれも工事期限は、三月四日まで。
- ▼工事場所 田沢川右岸 (栄字田沢口二号) ▼請負額 二百三十二万円 ▼請負者 朝日建設・小林正蔵

#### (道路災害復旧工事)

- ▼工事場所 中屋敷 大野岱線 (中屋敷字伊勢堂岱山統) ▼請負額 百二十一万円
- ▼工事場所 七日市 妹尾館線 (七日市字山の上) ▼請負額 百二十一万五千円
- ※いずれも請負者は小猿部建設・関竹雄、工事期限は一月二十三日まで。
- ▼工事場所 坊沢 前山線 (黒沢字坊沢道) ▼請負額 二百一十一万五千円 ▼請負者 丸栄建設・山内千代治 ▼工事期限 二月十二日
- ▼工事場所 岩脇 大野岱線 (七日市字館の沢一号) ▼請負額 二百二十万円 ▼請負者 朝日建設・小林正蔵 ▼工事期限 二月十七日
- ▼工事場所 大野尻 蟹沢線 (坊沢字蟹沢) ▼請負額 三百万円 ▼請負者 三協土建・高田満 ▼工事期限 二月二十二日
- ▼工事場所 岩脇 大野岱線 (七日市字館の沢二号) ▼請負額 五百三十八万円 ▼請負者 鷹巣土建・河田重夫 ▼工事期限 三月十九日
- ▼工事場所 摩当 李岱線 (栄字孫六岱一号地内) ▼請負額 二千九万円 ▼請負者 津谷組・津谷栄七 ▼工事期限 三月二十五日

申告日程表

日時	会場	申告時間	
		午前9時～正午	午後1時～午後4時
2. 1	月 役場大会議室	営庶業所得者で前もって申告相談の指定日を通知された人	
2	火	〃	
3	水	大町・住吉町	元町 (旧太平町含)
4	木	米代町・宮前町	松葉町 (旧福住町含) 材木町
5	金	〃	〃
6	土	南鷹巣会館	高村岱・高森岱・西陣場岱・南鷹巣30～33区
8	月	役場大会議室	伊勢町・中岱・幸町・あけぼの町 舟見町・新舟見町
9	火	〃	掛泥・高野尻・高野尻団地
10	水	役場第二会議室	税務署譲渡のお訪ね (税務署からの通知者)
12	金	栄農協	太田 李岱・大沢・田沢・岩坂・摩当
13	土	二本杉会館	岩谷・二本杉
	土	大畑会館	大畑
15	月	田中総合センター	田中・新田中・南田中
16	火	綴子基幹	大堤・綴子上町
17	水	集落センター	綴子下町
18	木	糠沢会館	向黒沢・糠沢
19	金	小田会館	小田・田子ヶ沢・松原
	土	前野会館	前野団地・昭和
20	土	蟹沢会館	蟹沢
	土	緑ヶ丘会館	緑ヶ丘・佐助岱
22	月	今泉センター	今泉
23	火	前山会館	黒沢・前山
24	水	〃	深閑・相善町
25	木	坊沢公民館	黒沢・坊沢上町・羽立
26	金	〃	坊沢大町・新屋敷町・街道町
27	土	中屋敷会館	中屋敷
	土	坊山会館	四渡・坊山・湯ノ岱
3. 1	月	役場大会議室	湯車・川口・小ヶ田
2	火	舟場会館	舟場
	火	堂ヶ岱会館	堂ヶ岱
3	水	沢口農協	藤林・小摩当
	水	役場大会議室	脇神・上野 譲渡・山林・贈与営庶業申告相談 (税務署からの通知者)
4	木	小森会館	小森
5	金	三ノ渡会館	上舟木・明利又
	金	役場大会議室	松沢・黒森・三ノ渡 営庶業者申告相談 (税理士会) (税務署からの通知者)
6	土	葛黒林業センター	大畑・与助岱・門ヶ沢・葛黒
8	月	七日市基幹	根木屋敷・妹尾館・中畑
9	火	集落センター	七日市1組～6組 品類・深沢・吉ヶ沢・下舟木
11	木	〃	岩脇・横瀬・吉野
12	金	〃	〃
13	土	〃	〃
15	月	役場大会議室	日程表により申告できない人

1日から指定日に

昭和五十七年度分町民税、県民税の申告を二月一日から右表の日程により行います。

この申告は、みなさんの町民税、県民税、国民健康保険税の税額算定および福祉年金の受給資格算定の基礎となります。

正当な理由がなく申告されない場合は、罰則規程があるほか、必要経費や所得控除をしないので、税額を決定することになりますので、申告に必要な帳簿書類等を確認し、あなたの指定日に期日厳守のうえ、必ず申告して下さい。

申告しなければならない人

- ① 昭和五十七年一月一日現在鷹巣町に住所を有する人 (住民登録の届出をしていなくても、鷹巣町に住んでいる人も含みます)
- ② 鷹巣町内に住んではいませんが、昭和五十七年一月一日現在鷹巣町内に事務所、または事業所を有する人

申告する必要のない人

- ① 税務署に確定申告書を提出する人
- ② 給与所得者で、職場において所得税の年末調整を行った人 (た

だし、給与所得以外に営業、農業、家賃、配当・利子などの所得がある人、また年末調整を行った人で医療費、雑損などの控除を受ける人は申告しなければなりません。

申告前に確認されたいこと

- ① 給与所得者 (日雇、パートも含む) は、勤務先より税務課へ給与支払報告書が提出されていないと申告できない場合もあり、未提出の場合は至急提出するようお願いください。
- ② 農業所得者で、揚水施設を利用

されている方は、税務課へ用紙を請求し、至急水利費の報告をしてください。(くわしくは一月一日号広報 (P8) 農家のみなさんへを参照して下さい)

- ③ 営業所得者、農業所得者などで収支計算書 (損益計算書) で申告する方は、証明書、領収書等に基づき作成するとともに申告時には帳簿等といっしょに持参して下さい。
- ④ 申告にこられる方は、家族構成と五十六年中の状況 (家族の勤務先や収入の状況を確認してきてください。 (源泉徴収票等)



昨年の申告風景



# 税の申告は2月

## 申告相談は

### 申告前に書類の確認を

すべての申告者が持参するもの

- 印鑑 □生命保険料支払証明書 □国民年金、農業者年金掛金の領収書 □医療費の領収書(病院のため要した交通費の領収書)
- 身体障害者手帳(身障手帳がなく、寝たきりの場合は申告時に申し出てください) □損害保険料領収書(火災保険、建物共済など)
- 火災、雪害、盗難にあった時は証明書または領収書(警察、消防署より)
- 大学生のいる家庭では在学証明書 □給与所得者は源泉徴収票(国民年金、厚生年金等各種年金の源泉徴収票も含む)
- 所得税の有資格者で昭和五十四年以降、家を新築、または建売住宅を購入した場合は(ただし、延面積百六十五平方メートル以内のみ)は、次の書類が必要▽建築確認申請の通知書の写し▽新築家屋の登記簿謄本▽住民票の抄本▽源泉徴収票▽五十四年以降に入居した場合で、償還期間十年以上の融資を受け一年に三十万円をこえる返済金があるときは、金融機関より「住宅取得に係る融資

□らんを利用  
して確認してく  
ださい 例□

- 額の償還金額等証明書
- 前年までの住宅取得控除を受けている人は、税務署より送付された住宅取得控除証明書

農業所得者が持参するもの

- 農機具購入証明書(金額の多少にかかわらず必要) □農業用自動車(売買取約書) □貸耕、賃刈等の領収書 □農機具の修理費領収書 □制度資金、近代化資金および農機具の利子証明書(農協、農機具店で発行) □種苗等購入に係る領収書 □雇用費明細書(農作業毎貸金の明細) □農閑期の日雇、出稼収入のあった人は、所得税が還付される場合もありますので出稼先より必ず源泉徴収票を取り寄せて下さい □農業自動車任意保険領収書

営業所得者が持参するもの

- 現金出納帳(売掛、買掛がある場合は売掛帳、買掛帳) □自家消費、事業用消費の整理帳 □仕入帳(売上原価の整理) □たな卸表 □経費帳(科目毎の必要経費の整理)、租税公課、水道光熱費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、給料賃金、地代家賃、雑費 □減価償却資産台帳 □損益計算書

大工、左官 および  
日雇所得者が持参するもの

- 年間の稼働日数明細書(月別、工事先と賃金の明細)
- 機械、器具(道具)の修理費領収書 □事業用自動車の売買契約書および燃料費、修理費、税金(自動車税、重量税)、車検経費の領収書 □請負工事毎の損益計算書 □全国建設工事業国保の保険料領収書

譲渡所得(土地建物を売った場合)者が持参するもの

- 譲渡した物件に係る売買契約書(または、売買価格の証明できる書類) □譲渡費用(仲介手数料、測量費等)の領収書 □取用の場合には買収通知書 □交換および代替地を受け取った場合は契約書(または覚え書) □登記が済んでいる場合は登記簿書

### 各種控除の説明

#### 所得控除

総所得金額などの合計額から差し引かれる所得控除には、次の各種控除があります。

- ①雑損控除(資産について災害、盗難などにより損失を生じた時)
- ②医療費控除(一定額を超える医療費や交通費)
- ③社会保険料控除(健康保険、年金など)
- ④小規模企業共済掛金控除
- ⑤生命保険料控除(保険期間が、五

年未満の生存保険などは除かれる)  
⑥障害者控除(障害の程度により控除額が違います)

⑦老年者控除(所得者本人が満六十五歳以上で、所得一千万円以下の人)

⑧寡婦(夫)控除(所得者本人が夫(妻)と死別が、夫(妻)の生死が明らかでない人で合計所得金額が三百万円以下の場合、または夫(妻)と離婚後婚姻していない人で、同一世帯の子が所得税の基礎控除額二十九万円以下の所得の場合)

⑨勤労学生控除(所得者本人が勤労学生で、合計所得金額が五十二万円以下、うち自己の勤労によらない所得が十万円以下の場合)

⑩配偶者控除(所得者の妻、または夫で、自己の勤労による所得が二十九万円以下の人、または自己の勤労によらない所得(不動産、利子配当、山林、譲渡など)だけの場合で十万円以下の人、自己の勤労による所得と勤労によらない所得のどちらもある場合、勤労による所得の二十九分の十と勤労によらない所得の合計額が十万円以下の人)

⑪扶養控除(所得者と生計同一の親族で、⑩と同じ所得以下の人ただし、親族以外でも里親に移託された児童(十八歳未満)、養護を委託された老人(六十五歳以上)も控除されます。また、明治四十五年一月一日以前に生まれた人で障害者でない人は、普通の控除より大きい控除が受けられます)

⑫基礎控除  
税 額 控 除

算出された税額から差し引かれる税額控除には、次の控除があります。

①配当控除 ②外国税額控除  
所得税のみの控除

損害保険料控除、寄付金控除、住宅貯蓄控除、住宅取得控除

# 次のような所得が

# 税金の対象となります

〔事業所得〕

①営業所得  
卸売業および小売業、製造業、建設業、金融業および保険業、不動産業、運輸・通信業、その他の収益事業、鉱業、サービス業（旅館、クリーニング、染物、写真、理髪、美容、浴場）などの営業から生ずる所得

②農業所得

米、麦、野菜、花、果樹、タバコなどの栽培もしくは生産または農家が兼業する家畜、家きんなどの育成、肥育、採卵または酪農品の生産などの事業から生ずる所得

③その他の事業所得

医師、歯科医師、獣医、弁護士、税理士、作家、保険の外交員、大工、左官、茶の湯、生花または舞踊の師匠、私塾の経営者等の自由職業で、営業および農業以外の事業から生ずる所得

〔利子所得〕

公社債および預貯金の利子、合

申告書の提出期限は

3月15日です



息の配当（中間配当含む）、剰余金の分配、証券投資信託の収益の分配金などの配当所得（ただし、一銘柄につき一回の配当が五万円以下、年一回決算のものは十万円以下については課税されません）

〔不動産所得〕  
土地、建物などの不動産、あるいは地上権、永小作権などの権利より生ずる所得（アパート、貸間は不動産所得、食事を供する下宿などは事業所得か雑所得）

〔給与所得〕  
俸給、給料、賃金、歳費、恩給、年金、賞与ならびにこれらの性質を有する給与に係る所得（物または権利、その他の経済的な利益をもって収入がある場合、時価で給与とみなします。また、高齢者（満六十五歳以上で所得一千万円以

〔雑所得〕  
原稿料や印税、講演料、謝金、仲介料など、事業から生じたと認められるもの以外のものや、郵便年金、生命保険年金などの所得

〔一時所得〕

営利を目的とした継続行為から生じた所得でなく、労務や役務に対する報酬でもない。いわゆる贈与を受けた金品、懸賞の当せん金、競輪・競馬の払戻金、生命保険金、遺失物の拾得による報労金など、一時的な性質をもっている所得（ただし、宝くじの当せん金は除かれます）

〔雑所得〕

原稿料や印税、講演料、謝金、仲介料など、事業から生じたと認められるもの以外のものや、郵便年金、生命保険年金などの所得

〔譲渡所得〕

一、総合課税の譲渡所得  
事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、給与所得、一時所得、雑所得の各所得と総合して税額を算定するもので、土地、建物等以外の有形、無形固定資産（機械、車両、器具、備品、水利権、漁業権、特許権、営業権など）で、取得して五年以内に譲渡した場合は短期譲渡所得、五年をこえる場合は長期譲渡所得と区分して計算されます

日以後取得したものの譲渡は短期譲渡所得に区分して計算されます（所得および税額計算らんを参照）  
また、土地、建物等の譲渡には各種の特例があり、所得から一定の金額が特別控除されます

- ①長期譲渡所得 百万円
- ②土地収用法などで土地、建物等を用いた場合 三千万円
- ③居住用財産（自分の住んでいる住宅、宅地）の譲渡 三千万円
- ④農地保有合理化等のための譲渡（農地管理公社への譲渡） 五百万円

〔山林所得〕  
山林を伐採して譲渡したり、あるいは山林を立木のまま譲渡することによって生ずる所得（分取造林契約による山林の伐採、または譲渡による分取金は、山林所得）で、他の所得と分離して税額が算定される

〔退職所得〕  
退職金や一時恩給など、退職に際して勤務先から受け取るものや、社会保険制度に基づいて支給される一時金（死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その人の相続人等に支給されるものは除かれる）で、他の所得と分離して税額が算定される

二、分離課税の譲渡所得  
土地、建物等の譲渡については、他の所得と分離して税額を算定し、昭和四十三年十二月三十一日以前から所有していたものの譲渡は長期譲渡所得、昭和四十四年一月一

《 所得および税額の算出方法 》

◆通常の場合（総合課税）

収入金額－必要経費－専従者控除＝所得金額①  
所得金額－所得控除②＝課税される所得③×税率④＝  
所得割額⑤＋均等割額⑥＝税額

ただし、所得金額①より所得控除額②が大きく、③の所得が算出されない場合、①の所得金額と扶養家族の人数により、均等割額⑥のみの税額か、①の所得が一定額以下の場合課税されないこともあります。

(町・県12%)＝税額

※取得費は、収入金額の5%相当額とする。ただし、実際の取得費が5%相当を超えることを証明した場合には、その実際の取得費とする。

また税率は、長期譲渡（所得税20%、町・県6%、合計26%）、短期譲渡（所得税40%、町・県12%、合計52%）

◆特殊な場合（分離課税）

(1)分離譲渡所得（土地建物等の譲渡）

(長期譲渡所得)

収入金額－取得費－譲渡費用－特別控除（100万円）  
＝課税される所得×税率（町・県6%）＝税額

ただし、課税される所得が4,000万円を超える時は、税額計算がかわります。

(短期譲渡所得)

収入金額－取得費－譲渡費用＝課税される所得×税率

(2)山林所得

総収入金額－必要経費－特別控除（50万円）＝山林所得×税率＝税額

※必要経費については、昭和36年12月31日以前から所有していた山林の伐採または譲渡について、概算経費率（総収入金額－伐採費などの譲渡費用）×30%とすることができます。

※税額計算については、山林所得を5分して低い税率をかけ、それを5乗する特別な方式（5分5乗）で、税率の緩和がされています。

町 民 税 所 得 割 の 税 率			県 民 税 所 得 割 の 税 率		
課税される所得の段階区分	税 率	控 除 額	課税される所得の段階区分	税 率	控 除 額
30万円までの金額	2%	—円	150万円までの金額	2%	—円
30万円をこえる金額	3	3,000	150万円をこえる金額	4	30,000
45万円をこえる金額	4	7,500			
70万円をこえる金額	5	14,500			
100万円をこえる金額	6	24,500			
130万円をこえる金額	7	37,500			
230万円をこえる金額	8	60,500			
370万円をこえる金額	9	97,500			

〔参考〕

昭和56年度分適用税率

※所得割の税率は、町民税が4,900万円をこえる金額までの13段階、県民税が150万円をこえる金額までの2段階の累進税率です。

〈均等割額〉

町民税1,000円 県民税500円

納税のしくみ

みなさんの申告により税金が計算されると、納期を定めて、次の方法により納付していただくこととなります。

▽普通徴収

納税者に納税の通知を行い、納税者は直接か、納税組合を通して納付していただく方法（納期は、六月より翌年一月までの四期）

▽特別徴収

所得税の源泉徴収義務者である者を、条例によって特別徴収義務者に指定し、納税者に給与の支払いをする際、給与より税金を徴収して納付していただく方法（納期は、六月より翌年五月までの十二期）

※税金の納付については、納期限までに完納しないため督促を受け、かつその督促状に指定した納期限までに完納しない場合には、督促手数料のほか滞納処分を受けることとなります。

また、納期前に納付した方に交付する前納報奨金や、納税組合員に交付する奨励金の制度もあります。

不服申し立て 減免

(1)不服申し立て

賦課に違反または錯誤があった場合の救済として納税の通知を受けた日から六十日以内に、町長に対して不服の申し立てをすることが出来ます。

(2)減免

天災、その他特別の事情がある場合、貧困により生活費として公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者（倒産等により、その年の所得が皆無となった者など）が減免の申請を行い、必要と認められた時は、町県民税の軽減や免除がされます。

申告後の調査

税負担の公平を期すため、適正な所得が申告されていない納税義務者、所得がない納税義務者について、申告後の調査資料と突き合わせし、確認のうえ所得および税額が修正される場合もあります。

# 公民館のくま

四十九年から国民会館（公民館）ができてから、「町民の集会所」として大変利用されています。五十五年度の統計でも、年間利用回数二千三百十六回、延べにし



多くの人利用している公民館

て十万余名の方々が利用し、年々六％位の割で増加しています。こんなにたくさん利用されている公民館を、より有意義に活用していただくため、次のような点を利用者の方々のご協力を得ながら、皆さんの施設として大事にしたいと思えますので、よろしく願います。

- ◆**時間を守りましょう**  
時間が延びますと、次の予約の方に、ごめいわくをかけます。また館管理に支障をきたします。終りの時間と合わせて、始めの時間も守りましょう。
- ◆**宴会場ではありません**  
公民館は、あくまで社会教育の場で、学習、研修、会議等が目的

です。最初から、飲酒を目的の会合はご遠慮願います。  
◆**用具の使用はていねいに**  
プレイヤー、レコード、机、イス等の破損が大変目立ちます。破損の時は、その旨、事務室へ。  
また、調理室の器具類は、必ず元の場所へ戻してください。

- ◆**駐車について**  
駐車場がせまく、大変ごめいわくをおかけしていますが、原則として、公民館へおいでの方以外の駐車は禁止しています。特に検診車、給油車の出入りする箇所（正前向って右端）は、駐車厳禁です。
- ◆**ゴミ処理について**  
燃えるゴミ、燃えないゴミの区別をはっきりさせて、調理室のすみに置き、後かたづけはきちんと忘れものは早めに忘れ物の処理に困っています。早めに取りにいらしてください。くわしくは、事務室へ。

## 学級紹介

### 綴子下町若妻学級

(ガッコの会)

今から、十五年程前までは、綴子全域の若妻会があり活発な活動を展開していました。その後、それぞれの地区ごとに若妻学級が誕生するようになり、下町若妻学級ができたのは、五年前です。下町という、「大大鼓」だけが主役で、若妻学級の存在価値は

微々たるものです。でも昨年、若妻移動研修で阿仁の中村小学校を訪問し、学社一体のすばらしさと、地域づくり、子づくりの主役は、「あなた方」だと校長先生に言われ、大変はげみに成長しました。今年、新しいセンターもでき、心気一転、皆さんでがんばっています。

「がっこの会」の由来ですが、会が開かれる度に、誰れともなく「がっこ」を持ち寄るようになったので、こんな名前がつけました。

会長 藤島千恵子



中村小学校への移動研修

# 郷土史年表

46

西暦	年号	事項
一九二二	大正一一	○十二月十日 沢口小学校増築校舎受渡し完了
一九二四	大正二三	○恩給法公布 ○一月二十二日 鷹巣小学校ではゴム靴が流行し、はき違えることが多いので、全児童のものに薬品を用いて記名をした
一九二五	大正二四	○一月二十六日 皇太子裕仁親王、久邇宮良子女王との御婚儀が行われる。 ○七日市小林区を鷹巣に移転、鷹巣宮林署と改称す ○普通選挙法公布 ○鷹巣青年同志会創立 ○第五十九銀行鷹巣支店開業 ○鷹巣銘醸会社創立 ○八月二日 鷹巣小学校創立五十周年記念式 ○八月 鷹巣出身の和田喜八郎氏、秋田師範学校長となる ○九月 栄村では本年より毎年五町歩宛八ヶ年継続で杉を植栽することを計画し、第一回分を字滝ノ沢一番地五町歩に植える ○十月 小坂鉱山煙害反対を唱え、被害農民ら鉱山事務所へおしかける ○十二月一日 長野幹（福井県出身）本県知事に任命 ○四月一日 鷹巣小学校では校舎が狭くなり、宿直室を事務室にし、教員は担任教室で仕事をす。準備場生徒が各室を巡回教授す ○四月 鷹巣税務署廃止

(次号に続く)



「ぼくのともだち」



なかじま たくん (5歳)  
なり ゆう

### ぼくの絵 わたしの絵

—鷹巣教会幼稚園—

ふじしま あきこちゃん (6歳)



「いぬのかぞく」



たいふうはいたずらおやぶん  
雨のつぶはこぶんたちだ  
風はたいふうの友だちだ  
私は自然のおやぶんになって  
たいふうのおやぶんを  
思いっきりやつつけてやりたい



脳神 宇佐美 慧 (43)

### 町民会議への おさそい

久しく望まれていた青少年育成町民会議が十一月二十一日の結成総会を経て、当町にも正式に「青少年育成鷹巣町民会議」として発足しました事は、広報を通じてご存知の事と思はれます。準備の段階で広く参考意見を求めた中で、時期尚早論や屋上屋論等もありましたが、ともかくにも、発足をみた事は関係各位のご協力

と多数の賛同者の一致した社会認識によるものと思はれます。毎日の新聞、テレビで家庭内暴力、校内暴力、性非行、非行の低年齢化等ニュースのない日はない程社会問題となつています。にもかかわらず私共大人は自分の身に直接火の粉が飛びかかって来ないと思はれます。その様な現状を憂慮し何とかしなければという気持ちが町民会議の結成を促したと思はれます。

現在でも何らかの機関があつて、それぞれの立場で活動している事もまた衆知の如くです。それ故に「屋上屋」との声が多く聞かれたと思はれます。が町民会議は住民自らの組織団体であつて、それぞ

れの活動で得られた情報資料を活用させて頂くべく、関係各機関のご理解とご協力を得ながら同じレベルで話し合い、意見の交換をしながら実のある健全育成運動を展開して行こうとしていきます。

町民会議は皆さんの総意を結集して運動を推進して行く事が第二の目的でありますので、いつでも気軽に入会して頂く事を強く望みますと共に、各事業所の一層の御協力を併せてお願いいたします。

今年の重点目標は家庭でのおてつだい運動、親子の対話で心のつながりを深めよう、大人も子供もみんなあいきつし声をかけ合おう等です。みなさん広くさそいあつて加入して下さいる事をお待ちしております。

## みんなの広場



### おくとりかぶと

カブトギク、有毒植物。全草、特に根に有毒成分が多い。

(理科教育センター 阿部達雄先生)

## たかのすのしおり

切り干し大根 切り干し大根と油揚げの煮つけというと、おふくろの味の代表選手です。あの素朴な味わいには捨てがたいものがあります。切り干し大根に最も適した品種

は、青首大根です。風にあて、天日乾燥させることで、あの独特の甘みとうまみが生まれるのです。これは、ラムノーズ、ブドウ糖、蔗糖と、アミノ酸のリジン、バリン、グルタミン酸などが遊離した状態で存在するからだといひます。成分は、五〇%が炭水化物、一〇%がたんぱく質で、カルシウム、リン、鉄分なども多く含まれ、栄養的にも大変すぐれた食品です。単に昔を懐かしむためだけではなく、野菜の端境期には、常備食品として、積極的に利用しましょう。もどした切り干し大根を、あさりと一緒に油炒めし、だし汁と酒砂糖、しょう油で調味した煮物もおいしいものです。

# たかのす文芸

## たいふう

綴子小学校五年 佐藤 智子

ビューン  
バリ、バリ、バリ  
屋根のトタンがはがされた  
庭の植木がたおされた  
ものすごい力だ

おしらせ



一線美術会運営委員・九島紫二氏

十六年九月生まれとなっています。受付時間は、午後一時から一時三十分まで。

離乳食実習指導は、二十一日、五十六年六月生まれとなっています。受付時間は、午前九時三十分から十時まで。

乳児健康相談も併せて行いますので、お子さんもお連れください。※場所は、いずれも鷹巣保健所です。

一月の健康相談

成人健康相談は、二十七日です。時間は、午前九時から午後三時まで。血圧測定のほか、必要に応じて尿検査も行います。

妊婦健康相談は、十八日です。時間は、午前九時から午後三時まで、おいでの時は母子手帳を忘れずにお持ちください。

また、今月の母親学校は、妊娠中の日常生活と栄養について。時間は、午前十時から十一時まで。

※場所は、いずれも中央公民館保健相談室です。

乳児健康相談は、二十一日、五

予防接種

生後三カ月から十八カ月までの乳幼児を対象に、経口ポリオワクチン(小児マヒ生ワクチン)の投与を行います。予備期間として四十八カ月まで投与できます。

投与日は、鷹巣地区以外の方は二十日、鷹巣地区の方は二十一日です。以前一回しか投与されなかった場合は、必ず二回目の投与を受けてください。

受付時間は、午後一時から午後二時まで、中央公民館保健相談室です。

※禁忌と注意 生ワクチンに関する一般的な禁忌である免疫産生機能に異常ありと想定される場合は、投与を行いません。その他、下痢患者も治療してから投与します。

生ワクチン投与当日の入浴はさしつかえありません。母子手帳は、必ず持参してください。

衛生看護学院 学生募集

県立衛生看護学院(保健科、助産科、看護科)では、次の要領で学生を募集しています。

- ▽募集人員 保健科五十人、助産科十五人、看護科七十五人(二年課程四十五人、三年課程三十人)
- ▽修業年限 保健科一年、助産科一年、看護科二年・三年
- ▽試験日 保健科二月九日・十日、助産科二月一日・二日、看護科二月三日・四日
- ▽試験場 県立衛生看護学院
- ▽願書提出締切日 保健科一月三十一日、助産科一月十八日、看護科一月二十三日(当日消印有効)
- ▽願書提出先 秋田市千秋久保田町六一〇 秋田県立衛生看護学院

ママさんスキー教室

家の中にとじこもりがちな冬の屋外活動として、婦人を対象としたスキー教室を開設します。

- ▽期日 1月30日、2月1日・2日・3日・4日
- ▽時間 午前十時〜正午(九時三十分現地集合)
- ▽会場 町営菜師山スキー場
- ▽参加料 千六百八十円(スボー
- ▽傷害保険料六百八十円含む)
- ▽申し込み 一月二十三日まで

善意

参加料を添えて鷹巣体育館へ。定員六十人になり次第締め切ります。開講式(初日)は、午前九時まで町営ヒュッテへ。

- ▽鷹巣高校生徒会の方々から、文化祭時の募金一六、二六一円
- ▽鷹巣ボランティア、婦人ボランティアの方々から、チャリティーダンスパーティーの収益金の一部二〇、三二四円
- ▽伊勢町 九島寮二さんから、広報たかのす使用カットのチャリティー水彩画販売上金六〇、〇〇〇円

それぞれ社会福祉のために、町社会福祉協議会へ寄付金がありました。

ご芳志に深く感謝いたします。

香典返し

このほど次のかたから、香典返しに町社会福祉協議会へ寄付金がありました。

- ▽ご芳志に深く感謝いたします。
- ▽街道町 藤島文行さんから亡母ヒテさんの香典返し 二〇、〇〇〇円
- ▽米代町 成田勇悦さんから亡父勇さんの香典返し 二〇、〇〇〇円
- ▽七日市 松前勝治さんから亡母キヨさんの香典返し 二〇、〇〇〇円
- ▽松葉町 武藤武夫さんから亡母

- サンさんの香典返し 二〇、〇〇〇円
- ▽坊沢大町 津谷護さんから亡父宇三郎さんの香典返し 五〇、〇〇〇円
- ▽綴子下町 堀内品子さんから亡義母セチさんの香典返し 二〇、〇〇〇円
- ▽坊沢羽立 永井修二郎さんから亡妻悦子さんの香典返し 五〇、〇〇〇円



誕生おめでとうございます

- 皇山 保(誠一) 長男 旭町
  - 工藤 寛之(辰一) 長男 新田中
  - 成田 純子(健二) 長女 高村岱
  - 米森 康栄(康保) 長男 新田中
  - 花田 早樹(勇作) 二男 脇神
  - 佐藤 裕介(忠裕) 長男 東横町
  - 小塚 高明(邦雄) 二男 堂ヶ岱
  - 永井 優生(正徳) 二男 深 関
- 二人の前途を祝福いたします
- 中 嶋 武 川 口
  - 安 部 藤 子 合 川 町

おみやみ申しあげます

- 本 城 與 吉(78歳) 藤 株
- 堀 部 サ タ(82歳) 葛 黒
- 熊 谷 シ ケ ノ(75歳) 深 関
- 佐 藤 リ エ(82歳) 小 森